

令和3年度 市税等納付一覧表

納 期 年 月	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	
納 期 限	4月30日 (金)	5月31日 (月)	6月30日 (水)	8月2日 (月)	8月31日 (火)	9月30日 (木)	11月1日 (月)	11月30日 (火)	12月27日(月) <small>(※の付いた料金は 1月4日必が納期限)</small>	1月31日 (月)	2月28日 (月)	3月31日(木)	
口 座 振 替 日									12月27日(月)			3月28日(月)	
市県民税（普通徴収）			第1期		第2期		第3期			第4期			
軽自動車税（種別割）		全 期											
固定資産税	第1期			第2期					第3期		第4期		
国民健康保険税（普通徴収）				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期		
後期高齢者医療保険料（普通徴収）					第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期		
介護保険料（普通徴収）				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期		
市営住宅等使用料 市営住宅等駐車場使用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分※	1月分	2月分	3月分	
育英資金返還金	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分※	1月分	2月分	3月分	
保育負担金（保育料）	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分※	1月分	2月分	3月分	
市営墓地管理料			全 期										
水道料金・下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料	原町区	偶数月検針地区 4月請求分	奇数月検針地区 5月請求分	偶数月検針地区 6月請求分	奇数月検針地区 7月請求分	偶数月検針地区 8月請求分	奇数月検針地区 9月請求分	偶数月検針地区 10月請求分	奇数月検針地区 11月請求分	偶数月検針地区 12月請求分※	奇数月検針地区 1月請求分	偶数月検針地区 2月請求分	奇数月検針地区 3月請求分
	奇数月検針地区 国見町、上町、西町、三島町、北町、小川町、本町、南町、本陣前、橋本町、栄町一・二、下渋佐、大甕地区（北原除く）、陣ヶ崎、太田地区 偶数月検針地区 栄町三、大町、東町、旭町、二見町、青葉町、錦町、桜井町、高見町、日の出町、仲町、上渋佐、北原、石神地区、高平地区												
	小高区 (奇数月が検針月)		5月請求分		7月請求分		9月請求分		11月請求分			1月請求分	
鹿島区	鹿島区の水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の納期限等については、相馬地方広域水道企業団の指定する日となります。												
下水道事業受益者負担金 農業集落排水事業受益者分担金			第1期			第2期			第3期		第4期		

年金特別徴収について（65歳以上で年金から天引きとなる方）

市県民税・国民健康保険税 後期高齢者医療保険料・介護保険料	4月支給分 (年金天引き)	6月支給分 (年金天引き)	8月支給分 (年金天引き)	10月支給分 (年金天引き)	12月支給分 (年金天引き)	2月支給分 (年金天引き)
----------------------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	------------------

市税等がコンビニエンスストアで納付できます

以下の市税・料金等については、コンビニエンスストアでも納付することができます。

市県民税（普通徴収）・軽自動車税（種別割）・固定資産税・国民健康保険税
後期高齢者医療保険料・介護保険料・市営住宅等使用料・市営住宅等駐車場使用料
育英資金返還金・水道料金・下水道使用料

コンビニエンスストアでの納付は、専用のバーコードが印字されている納付書でのご利用となります。また、納期限を過ぎると納付できない場合がありますので、納期限内でのご利用をお願いいたします。ご利用いただけるコンビニエンスストアについては、納税通知書等でご確認ください。なお、これまでどおり市（区）役所や金融機関等でも納付できます。



市税等の納付は簡単便利な
口座振替で

口座振替は申込日の翌月末以降から開始します。

お問い合わせ先

- 市 税 税 務 課 (24-5220)
- 後期高齢者医療保険料 市 民 課 (24-5233)
- 介護保険料 長 寿 福 祉 課 (24-5334)
- 市営住宅等使用料・市営住宅等駐車場使用料 建 築 住 宅 課 (24-5253)
- 育英資金返還金 教 育 総 務 課 (24-5282)
- 保育負担金 こ ども 育 成 課 (24-5242)
- 市営墓地管理料(原町区) 生 活 環 境 課 (24-5231)
- 市営墓地管理料(鹿島区) 市 民 総 合 サ ー ビ ス 課 (46-2113)
- 水道料金・下水道使用料(原町区・小高区) 水 道 課 (24-5271)
- 水道料金・下水道使用料・
農業集落排水処理施設使用料(鹿島区) 相馬地方広域水道企業団 (35-6700)
- 下水道事業受益者負担金
農業集落排水事業受益者分担金 下 水 道 課 (24-5273)

見やすい所に貼ってください。